

協議第45号

地域自治区等の設置について（協定項目24）

地域自治区等の設置について、次のとおり提案する。

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域に「地域自治区」を設置する。

なお、法第23条及び第24条の規定に基づき合併関係市町村の協議により定める事項及びその他必要な事項については、「地域自治区の設置に関する協議書」による。

平成22年8月24日提出

一関市・藤沢町合併協議会
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

地域自治区の設置に関する協議書（案）

市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号。以下「法」という。）第 23 条及び第 24 条に規定する合併関係市町村の協議により定める事項その他必要な事項について、次のとおり定めるものとする。

記

（設置）

第 1 条 法第 23 条第 1 項の規定に基づき、合併前の藤沢町の区域（以下「藤沢地域」という。）に地域自治区を設置する。

（名称）

第 2 条 地域自治区の名称は、藤沢町とする。

（設置期間）

第 3 条 地域自治区の設置期間（以下「設置期間」という。）は、合併の日から 1 年を経過した後の最初の 3 月 31 日までとする。

（事務所の位置、名称及び所管区域）

第 4 条 地域自治区の事務所の位置、名称及び所管区域は、次のとおりとする。

位 置	名 称	所管区域
東磐井郡藤沢町藤沢字町裏 187 番地	一関市役所藤沢支所	藤沢地域

（地域自治区の区長）

第 5 条 地域自治区に、設置期間の間、特別職の区長を置く。

2 区長の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。

（地域協議会）

第 6 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 202 条の 5 に規定する地域協議会の構成員（以下「委員」という。）は、15 名以内とする。

2 委員は、藤沢地域内に住所を有するもので、次に掲げるもののうちから、市長が選任する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募に応じた者

3 委員の任期は、選任の日から設置期間の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員には報酬を支給しない。

（地域協議会の会長及び副会長）

第 7 条 地域協議会に会長及び副会長各 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長又は副会長が次の各号のいずれかに該当するときは、地域協議会における出席委員の過半数の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務を行うことができないとき。
- (2) 職務上の義務違反があったとき。

（地域協議会の権限）

第 8 条 地方自治法第 202 条の 7 第 2 項に規定する市町村の施策に関する重要事項は、次

に掲げる事項とする。

- (1) 各種地域計画に関する事項
- (2) 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項
- (3) その他藤沢地域に係る重要な事項

(地域協議会の会議)

第9条 地域協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

6 会議は、原則として公開とする。

(地域協議会の庶務)

第10条 地域協議会の庶務は、地域自治区の事務所において処理するものとする。

(委任)

第11条 この協議書に定めるもののほか、地域自治区の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

合併特例法に基づく地域自治区の概要

	法制度	提案内容
1.根拠法令	合併特例法	
2.目的	(1) 新市の運営に対し、地域住民の意見を反映 (3) 住民自治の強化	(2) 合併に対する住民不安の解消 (4) 住民との協働の推進
3.法人格	なし	
4.設置区域	1 又は2以上の旧市町村単位 一部の地域のみ設置可	藤沢町の区域に設置
5.設置期間	合併関係市町村の協議で定める。	合併の日から1年を経過した後の最初の3月31日まで。
6.地域協議会の権限	(1) 以下の事項で、市町村長に諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、意見を述べる。 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項 地域自治区の区域に係る事務に関する事項 地域自治区の住民との連携の強化に関する事項 (2) 市町村長は、条例で定める施策に関する重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定、又は変更しようとする場合、協議会の意見を聴かなければならない。 (3) 市町村長等は、(1)及び(2)の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。 地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。	(1) 左記に同じ (2) 市長は、条例で定める以下の施策に関する重要事項で、地域自治区の区域に係るものを決定、又は変更しようとする場合、協議会の意見を聴かなければならない。 各種地域計画に関する事項 公の施設の設置、廃止及び管理運営に関する事項 その他藤沢地域に係る重要な事項 (3) 左記に同じ
7.地域協議会委員	任期は、四年以内で条例で定める期間とする。	藤沢町に住所を有する以下の者のうちから、市長が選任する。 公共的団体から推薦された者 学識経験を有する者 公募に応じた者
8.区長等	(1) 地域自治区に事務所長を置く。 (2) 事務所長に代えて区長（特別職）を置くことができる。	任期は、選任の日から設置期間の末日まで。 常勤特別職の区長を置く。

	法制度	提案内容
9.区長の任期	区長（特別職）を置いた場合、2年以内で合併関係系市町村の協議で定める。	選任の日から設置期間の末日まで。
10.住所の表示	住所の表示には、地域自治区の名称を冠する。（「区」のほか、「町」、「村」と称することも可能。）	自治区名の名称は「藤沢町」とし、住所の表示は、一関市藤沢町（以下、現在の住所の表示に同じ）とする。
11.報酬	委員：無報酬とすることができる 特別職の区長を設置した場合：報酬あり	委員：報酬なし（ただし、費用弁償あり） 区長：報酬あり

地域自治区のイメージ図

